## 第4回山梨県公益認定等審議会 会議録

(平成20年12月15日掲載)

- 1 日 時 平成20年11月14日(金) 午後3時から午後4時30分まで
- 2 場 所 県民会館802会議室
- 3 出席者(敬称略)
  - (委員) 勝俣高明、岸本千恵、窪田道也、實川和子、早川正秋 (五十音順)
  - (事務局) 私学文書課 高木課長、法制・訟務担当(4人)
- 4 傍聴者等の数 3人
- 5 会議次第
  - (1)あいさつ
  - (2)議事

移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべ事項 について

(3)その他

公益法人の申請状況について

今後の審議会の開催予定

申請があった場合の審議会の審議方法について

6 会議に付した事案の案件(又は議題)

移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべ事項 について(公開)

7 議事の概要

開会

- (1)あいさつ 私学文書課長
  - 山梨県公益認定等審議会条例第12条で定める開催要件を満たしていること及び第3回公 益認定等審議会の議事録を平成20年10月17日にホームページに掲載したことについ て、事務局から報告がなされた。-

## (2)議事

(委員長) 本日の審議会は会議次第の(2)及び(3) 、 については公開で行い、 3(3)については山梨県公益認定等審議会運営要領第7条第2項に該当す ると考えられますので、非公開で行いたいと思います。

参考資料2の裏面をご参照ください。(3) の審議の内容は、行政庁から諮問があった場合の審議会の審議方法・意思決定の方法についてですが、公開した場合、運営要領の「会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合」に該当すると考えられます。

ご異議がなければ(3) についてのみ非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 異議なし -
- (委員長) 前回の審議会では、内閣府公益認定等委員会が作成した「公益認定等ガイドライン」を当審議会が審査を行う際の基準とすることを決定しました。

申請法人が作成した「定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」が10月に内閣府公益認定等で決定されましたので、この基準を当審議会の基準とするかの審議を行いたいと思います。

内閣府公益認定等委員会で決定された「定款の変更の案を作成するに際し特に 留意すべき事項について」の説明を事務局からお願いします。

- 「定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」事務局から説明
- (委員長) ただ今説明のあった内容につきまして、ご意見やご質問がございますか。
- 意見・質問なし -
- (委員長) 事務局から説明のありました「定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」を当審議会の基準とするこすることでよろしいでしょうか。
- 各委員了承 -
- (委員長) 本日まで4回の審議会を開催しましたが、審議会の基準として、「公益認定等ガイドライン」及び「定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」が当審議会の基準として決定されました。

審査を行うに当たっては、公益法人関連三法及び2つの基準に基づいて審査を 行うことになりますので、よろしくお願いします。

(委員長) 続きまして次第3(1)及び(2)についてです。

12月1日に新制度が施行されますが、各法人の状況及び今後の審議会の開催予定について事務局から説明をお願いします。

- 各法人の申請状況及び今後の審議会の開催予定について事務局より説明 -
- (委員) 申請から最終決定までの処理期間は決まっているのでしょうか。
- (事務局) 特に決まっていません。

最低でも2ヶ月は必要かと思いますが、法人の規模により3ヶ月、4ヶ月となることも考えられます。

(委員長) 事務局から説明によりますと、法施行と同時に申請があるかどうかは、現段階でははっきりしないということでしたので、申請の状況をみながら、次回の審議

会の日程を決めたいと思います。

また、審査に必要な情報・資料については適宜、各審議委員に提供するよう事務局にお願いします。

- (委員) 申請があった場合、審議会の委員は申請内容を検討する時間はどのように確保 すればよいのでしょうか。
- (事務局) 事務局で申請書類の形式審査を行った後、各委員の先生方に申請資料をお配り することを考えています。審議会開催前の半月から1ヶ月前までには、お配りす るように致します。
- (委員長) 以上で、本日公開で行う議題等がすべて終わった訳ですが、他に何かご意見や ご質問がございますか。
- 意見・質問なし -

(委員長) これから先は非公開で行いますので、傍聴者の方は退室をお願いします。